

## 第7章 今後の取り組み

### 7-1 今後の投資についての取り組み

#### 7-1-1 民間活力の活用

事業の効率化のため、PPP・PFI\*のうち、DBO\*や包括的民間委託\*など、最新の動向を調査・研究しながら効率的な経営手法を検討し、直営・委託のいずれが最良かを見極め、必要に応じて導入していきます。

#### 7-1-2 投資の平準化

持続可能な下水道事業を実施していく中で、選択と集中により経営状況を踏まえながら、事業の優先度を見極め、投資の平準化を図っていきます。

#### 7-1-3 施設・設備の合理化（スペックダウン）

今後、人口減少や節水機器の導入により、汚水量の減少が見込まれるため、改築時期を迎えた施設の改築の際には、ポンプなどの機器の能力が適正か判断し、合理化の検討を行います。

#### 7-1-4 その他

今後の基本計画見直し（概ね10年毎）及び事業計画の変更（概ね5年毎）において、効率的な下水道整備区域を検討していく予定です。

### 〈用語解説〉

#### 【 PPP・PFI 】

PFI (Private Finance Initiative) とは PPP の一つの手法で、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営などに民間の資金とノウハウを投入して実施するものである。

#### 【 DBO 】

DBO (Design Build Operation) とは PPP の一つの手法で、公共が資金調達を行い、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営を民間事業者に委託するものである。

#### 【 包括的民間委託 】

PPP の一つの手法で、民間事業者に対して施設管理に一定の性能の確保を条件として課す性能発注の考え方に基づく委託方式であり、下水処理場の運転・維持管理を民間事業者の裁量に任せることで、効率化を図るものである。

## 7-2 今後の投資以外の経費についての取り組み

### 7-2-1 民間活力の活用

三島終末処理場の維持管理については、平成25年度に「三島市終末処理場包括的民間委託調査」を行い、導入を見送った経緯があります。今後も、民間への個別委託を継続しますが、引き続き経費節減や持続可能な維持管理に努めながら、より効率的な維持管理手法を調査・研究していきます。

よって、投資についての取り組みと同様に、DBOや包括的民間委託、ウォーターPPP\*など、先進自治体の動向を研究しながら省力化を検討する中で必要に応じて導入し、事業の効率化を図ります。

### 7-2-2 職員給与費

現状の体制を確保しつつ、適正な人員配置・定数の下で職員給与費の適正化に努めていきます。

### 7-2-3 動力費・薬品費・修繕費

今後、ストックマネジメント計画に基づく改築計画による事業を実施していく中で、各費用について以下の方針で取り組んでいく予定です。

#### (1) 動力費

原油価格などの影響により、変動要因はありますが、必要に応じて契約内容の見直しや、脱炭素化の図られる高効率・省エネルギー型機器の導入についても検討し、動力費の抑制に努めていきます。

#### (2) 薬品費

改築事業により不明水を減少させることで薬品費についても抑制に努めていきます。

#### (3) 修繕費

効率的な下水道施設の改築・修繕を実施していくことにより、施設の長寿命化を図りながら修繕費の抑制に努めていきます。

### 7-2-4 委託費

今後の経営状況を見据えながら、必要に応じて発注手法及び委託期間の検討を行い、委託費の抑制に努めていきます。

### 7-2-5 その他

今後、必要に応じて、流域下水道維持管理負担金の適正化について、関連市町と連携し静岡県との協議などを継続していきます。

## 〈用語解説〉

### 【ウォーターPPP】

PPPの一つの手法で、公共施設等運営事業（コンセッション方式）[レベル4]と管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]を総称した官民連携方針である。

## 7-3 今後の財源についての取り組み

### 7-3-1 使用料の見直し

令和5年度の審議会の答申を踏まえ、令和10年度を目途に適正な使用料水準について検討します。

### 7-3-2 資産活用

現在、三島終末処理場で発生する下水汚泥の利活用としてコンポスト化を進めており、汚泥処理業者との共創の一環として、市内小学校へ汚泥由来肥料を提供し、循環型自然農業の体験や環境教育の一助としています。また、処理場用地については、平時においてその一部を多目的広場として活用していますが、将来的に水処理施設の建替えや災害時の仮設沈殿池用地として利用することを検討しています。

### 7-3-3 その他

一般会計繰入金については、使用料の見直しに併せて適正な基準を検討します。

## 7-4 経費回収率の向上に向けたロードマップの策定

国土交通省が発出した「社会資本整備交付金交付要綱の改正について」（令和2年3月）及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（令和2年7月）の通知に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

区分	実績				計画・目標											
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限																
経費回収率の向上	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
	67.3%	67.6%	67.9%	68.3%	85%以上を維持						経費回収率100%以上を達成					
取組内容	本市では健全な事業運営継続に向けた取組みの一環として、令和6年度に下水道使用料の改定を実施し、同年度から経費回収率が向上する見込みです。一方で、令和7年度以降も人口減少及び有収水量の減少に伴う使用料収入の減少、物価上昇に伴う維持管理費の増加が見込まれることから、経費回収率85%以上の維持を指標に、より一層の経営努力に努めます。その後、毎年度のモニタリングを経て、おおむね5年後の令和10年度に適正な下水道使用料を検討し、令和11年度に経費回収率100%以上の達成を目指します。															
収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期																
下水道使用料の改定	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
					★ 実施	下水道使用料の増収				★ 実施予定	下水道使用料の増収				★ 実施予定	
取組内容	本市では令和6年度に18年ぶりの下水道使用料の改定を実施し、一律28.0%の値上げとしました。なお、健全な事業運営には段階的な改定が必要となるため、5年毎に適正な下水道使用料を検討します。検討の結果、適正な下水道使用料に満たないと判断される場合は、下水道使用料の収入増加に向けて下水道使用料改定の実施を予定します。															
下水道普及率の向上	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
	84.3%	84.7%	84.7%	85.3%	下水道整備の推進						86.5%					89.0%
取組内容	本市では毎年着実に汚水整備を推進した結果、令和5年度末で下水道普及率が85.3%に達しました。今後も下水道整備を継続的に実施し、令和11年度に86.5%、令和16年度には89%以上の達成を目指し、下水道使用料の収入増加に向けて取組みます。															
収支構造の改善の要否等についての定期的な検証・見直し																
経営戦略計画期間	当初計画前期 (R2~R6)				当初計画後期 (R7~R11)						見直し計画 (R7~R16)					
経営戦略策定・改定				改定						改定					改定	
適正な下水道使用料の検討			検討						検討					検討		
取組内容	本市では令和元年度に令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする経営戦略を策定しました。令和6年度に計画期間の中間年次を迎えることから、計画期間を令和7年度から令和16年度の10年間とする見直し計画に改定を行います。また、令和5年度に適正な下水道使用料の検討を行い、将来的に経費回収率100%を達成することを目標とした段階的な改定として、令和6年度に改定率を一律28%とした下水道使用料の改定を実施しました。今後は5年毎に適正な下水道使用料の検討、経営戦略の検証・見直しを実施し、経営の健全化に向けた取組みを進めています。															

図 7-1 経費回収率の向上に向けたロードマップ